令和８年度第１回さいたま市入札監視・苦情検討委員会の会議概要

日　　時：令和８年８月２６日（水）
　　午前１０時００分から午前１１時３０分まで
開催方法：さいたま市役所本庁舎２階　特別会議室
出 席 者：上野委員長、江口委員、中島委員、中村委員、溝岡委員
事 務 局：契約管理部長、契約管理部参事、契約課長、契約課課長補佐兼契約管理係長、契約課工事契約第１係長、契約課工事契約第２係長、水道局業務部長、業務部管財課長、管財課副参事、管財課契約係長他４名

＜報告事項＞
【報告第１号　建設工事の発注標準について】
意見・質問なし

【報告第２号　工事請負契約に関する入札及び契約状況について】
意見・質問なし

【報告第３号　入札参加停止状況について】

（委　員）
Ｐ７．１～３の業者の停止内容は独占禁止法違反行為であるが、３の業者だけ停止期間が２ヶ月長い理由は。
（事務局）
独占禁止法違反行為による停止期間は本来４ヶ月をもとに期間を定めるが、１と２の業者については課徴金減免制度の適用事業者であったので、４ヶ月の半分の２ヶ月の停止期間になっております。

＜議案＞
【議案第１号　工事請負契約に係る審議（一般競争入札）】
・議案第１号その１
（委　員）
この規模の入札では２～３社程度が応札することが通常であるのか。
（事務局）
昨今、人件費や材料コストの高騰があり、さいたま市においても設計金額が５０億円を超える入札はあまりないため、当初から入札参加者数が少なくなることは想定していたところでございます。

・議案第１号その２
（委　員）
応札も多いが、無効（最低制限価格未満）も多い理由は何か。

（事務局）
推測になってしまうが、積算の積み上げ方を事前に公開しており、単純な工事になると、予定価格や最低制限価格は想定しやすいと考えており、その際の端数処理等が影響を受けたものと推測しております。
（委　員）
本入札は参加拡大案件であるが、通常の入札と比べると参加業者は増えているのか。
（事務局）
参加拡大をすることで、新規の業者も参加する機会が増えております。
（委　員）
工期が暑い時期に設定されているが、熱中症対策等を念頭に工期の設定をしているのか。
（事務局）
猛暑日等について過去のデータを踏まえて、工期の設定をしております。

・議案第１号その３
意見・質問なし

・議案第１号その４
（委　員）
双方を発注しなければならないことは、業者に何かしら影響を与えた面はあるか。
（事務局）
水道局発注の同種工事の入札参加者数と明確な差はなく、特段影響を与えている面はないと考えております。

【議案第２号　工事請負契約に係る審議（総合評価方式）】
・議案第２号その１
（委　員）
予定価格と契約金額に開きがあるがなぜか。
（事務局）
造園業は独自の積算式があり、複数社から見積りを取得し設計しております。そのため、予定価格と契約金額に乖離があったと推測しております。
（委　員）
低入札価格調査とはどのようなことを行うのか。
（事務局）
大きく２つあります。１つ目は金額（総額失格基準）を下回った場合は失格。もう１つは、低入札をした理由について理由書を提出してもらい合理的な理由があるか確認を行っております。
（委　員）
入札金額だけでなく、G（技術評価点）とH（評価値）なども考慮し落札業者を決定しているのか。
（事務局）

総合評価方式におきましては、入札金額だけでなく、G（技術評価点）とH（評価値）などを総合的に評価しており、落札業者を決定しております。

（委　員）

低入札価格調査の理由書の合理性の判断基準について

（事務局）

例えば、自社の倉庫に既に在庫があり経費が安くなる場合や施工場所と自社が近い場合で経費が安くなる場合は合理的な理由はありますし、逆に人件費を削る等では合理的理由があるとはならないものでございます。

（委　員）

G（技術評価点）とH（評価値）の関係性としてはどのようなものか。

（事務局）

G（技術評価点）に対し、１億円単位で入札額を除算しています。その結果、H（評価値）が算出されるものでございます。

・議案第２号その２

（委　員）

契約を変更した理由は

（事務局）

契約後に３月より適用された労務単価を反映させるための変更契約を行ったものでございます。

（委　員）

Ｐ１３で入札金額が大きく２つに分かれているのはなぜか。

（事務局）

積算を行いやすい工事であるため、総額失格基準と調査基準価格のそれぞれ積算を行い落札価格ぎりぎりを狙ったため２つに分かれたと推測されます。

（委　員）

変更契約は入札価格が低いため行うのか。

（事務局）

３月より適用された労務単価を反映させるための変更契約であり、入札価格が低いことによる変更契約ではございません。